公 共 事 業 の 事 前 評 価 書 (国有林直轄治山事業等の事前評価)

平成 1 5 年 3 月 農 林 水 産 省

#### 1 評価の対象とした政策

平成15年度に新規地区採択を要求している次の事業地区を対象として実施した。

区分	事 業 名	評 価 実 施箇所数
	国有林直轄治山事業	1 5 8
直轄事業	森林環境保全整備事業	3 6
	森林居住環境整備事業	4
小計		1 9 8
公団事業	水源林造成事業	6
小計		6
	民有林補助治山事業	2,141
<b>活</b> 中	森林環境保全整備事業	2,333
補助事業	森林居住環境整備事業	4 3
	農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業	5 9
小計		4,576
合計		4,780

### 2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

本評価は、林野庁(直轄事業については、各森林管理局(分局))において、平成15年3月 に実施した。

評価担当部局は、一覧表(別添1)に示すとおりである。

### 3 評価の観点

本評価においては、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価を行った。 各事業地区毎の評価の観点は、チェックリスト及び判定基準表(別添2)に示すとおりである。

### 4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、事業採択の適正な実施に資する観点から、事業採択前の段階において 費用対効果分析その他の手法により定量的に測定・把握した。その結果は、地区別評価結果(別 添2)に示すとおりである。

### 5 学識経験を有する者の意見の活用に関する事項

農林水産省政策評価会林野庁専門部会において、評価の手法について専門的見地からの意見を聴取した。

同委員会にて、聴取した意見の概要は以下のとおりである。

・ 事前評価の新規採択に当たっては、下記の基準に照らしつつ総合的な評価を実施すること。

別途定める事業実施要領等の採択要件を満たすこと。 総費用に対する総便益の比が1.0以上であること。 重点的投資、効果の早期発現のため、限度工期の基準を満たすこと。 必要性、効率性、有効性の観点から妥当であること。

また、委員構成は、別添3のとおりである。

#### 6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価実施地区毎にチェックリストを作成し、インターネット等で公表することとしていると ころである。

また、第三者委員会の議事概要についてはインターネット等で公表しているところである。

### 7 評価の結果

評価の対象とした全ての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性等が認められた。 評価結果は別添2に示すとおりである。

## 平成15年度新規採択に係る地区別評価(事前評価)結果

## 2 公団事業

水源林造成事業

		事業実施地区名			W. (T. ) (	10 th th						優先配慮事項						
整理番号 都	都道府県 市町村名	地区名	総便益 事業実施主体 (千円)	総費用 (千円)	分析結果 B/C			必	須事項	頁		_		成する る事項		 容や実施 する事項		
					5		1	2	3	4	5	6						
1	仙台支所	上川郡風連町	西風連 外	緑資源公団	13,799,372	4,108,910	3.36											
2	東京支所	伊達郡梁川町	大関 外	緑資源公団	11,714,619	3,108,183	3.77											
3	名古屋支所	下新川郡宇奈月町	舟見明日上高工 外	緑資源公団	8,509,892	2,480,742	3.43											
4	大阪支所	鳳至郡能都町	字加塚 外	緑資源公団	13,432,545	3,879,257	3.46											
5	岡山支所	気高郡鹿野町	水谷 外	緑資源公団	26,775,711	6,453,546	4.15											
6	福岡支所	築上郡大平村	西友枝 外	緑資源公団	16,990,809	3,320,256	5.12											

## 整理 1 番号

事 業 名	水源林造成事業	事業計画期間	H 1 5 ~ (おおむね 8 0 年間)			
事業実施地区名 (都道府県名)	仙台支所	事業実施主体	緑資源公団			
事業の概要・目的	源公団が分収造林契約の当 う。 具体的には、農林水産大 び同予定地のうち、無立木	事者となって、 臣が指定する市 地、散生地、粗 有者、造林者と	おいて水源をかん養するため、緑資 急速かつ計画的に森林の造成を行 町村の区域内の水源かん養保安林及 悪林相地において、緑資源公団が費 分収造林契約を締結し、費用の負担 を造成する。			
費用対効果分析 (内訳は一覧表の とおり)	総費用(C)	4	, 108, 910 千円			
	   総便益(B)水源かん養債	更益 5	,909,607 千円			
	山地保全便益		,515,421 千円			
	環境保全便益		, 1 2 2 , 2 3 5 千円			
	林業生産便益		252,109 千円			
	THE LEGISLATION OF THE PROPERTY OF THE PROPERT					
	計	1 3	,799,372 千円			
	分析結果 (B/C)		3 . 3 6			
評価結果	・必要性:水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地が対象 で、早急に森林を造成する必要があり、事業の必要性は認められ る。					
	・効率性:投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性は認め られる。					
	・有効性:水土保全機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されて おり、事業の有効性は認められる。					

_	T					
事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H 1 5 ~ (おおむね80年間)			
事業実施地区名 (都道府県名)	東京支所	事業実施主体	緑資源公団			
事業の概要・目的	源公団が分収造林契約の当 う。 具体的には、農林水産大 び同予定地のうち、無立木	事者となって、 臣が指定する市 地、散生地、粗 有者、造林者と	おいて水源をかん養するため、緑資 急速かつ計画的に森林の造成を行 町村の区域内の水源かん養保安林及 悪林相地において、緑資源公団が費 分収造林契約を締結し、費用の負担 を造成する。			
費用対効果分析	40 <del></del>					
(内訳は一覧表の とおり)	総費用(C)	3 ,	,108,183 千円			
	│ │ 総便益(B)水源かん養伽	更益 5	,703,592 千円			
	山地保全便記		,177,607 千円			
	環境保全便認	盖 1	,525,834 千円			
	林業生産便益	益	307,586 千円			
	計	1 1	,714,619 千円			
	分析結果 (B/C)		3 . 7 7			
評価結果	・必要性:水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地が対象 で、早急に森林を造成する必要があり、事業の必要性は認められ る。					
	・効率性:投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性は認め られる。					
	・有効性:水土保全機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されて おり、事業の有効性は認められる。					

事 業 名	水源林造成事業	事業計画期間	H 1 5 ~ (おおむね 8 0 年間)			
事業実施地区名 (都道府県名)	名古屋支所	事業実施主体	緑資源公団			
事業の概要・目的	源公団が分収造林契約の当 う。 具体的には、農林水産大 び同予定地のうち、無立木	事者となって、 臣が指定する市 地、散生地、粗 有者、造林者と	おいて水源をかん養するため、緑資 急速かつ計画的に森林の造成を行 町村の区域内の水源かん養保安林及 悪林相地において、緑資源公団が費 分収造林契約を締結し、費用の負担 を造成する。			
(内訳は一覧表のとおり)	総費用(C)	2 ,	,480,742 千円			
	│ │ 総便益(B)水源かん養低	更益 4 ,	,651,281 千円			
	   山地保全便記	<b>盖</b> 2	,842,002 千円			
	環境保全便益	益	852,393 千円			
	林業生産便益	<u> </u>	164,216 千円			
	計	8 ,	,509,892 千円			
	分析結果 (B/C)		3 . 4 3			
評価結果	・必要性:水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地が対象 で、早急に森林を造成する必要があり、事業の必要性は認められ る。					
	・効率性:投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性は認め られる。					
	・有効性:水土保全機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されて おり、事業の有効性は認められる。					

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H 1 5 ~ (おおむね 8 0 年間)		
事業実施地区名 (都道府県名)	大阪支所	事業実施主体	緑資源公団		
事業の概要・目的	源公団が分収造林契約の当 う。 具体的には、農林水産大 び同予定地のうち、無立木	事者となって、 臣が指定する市 地、散生地、粗 有者、造林者と	おいて水源をかん養するため、緑資 急速かつ計画的に森林の造成を行 町村の区域内の水源かん養保安林及 悪林相地において、緑資源公団が費 分収造林契約を締結し、費用の負担 を造成する。		
弗巴拉拉田八七					
費用対効果分析 	   総費用(C)	3	,879,257 千円		
(内訳は一覧表の とおり)			, , , , , , ,		
	   総便益(B)水源かん養個	更益 6 /	,996,179 千円		
	山地保全便益	益 4,	,518,769 千円		
	環境保全便認	盖 1,	,625,538 千円		
	林業生産便益	益	292,059 千円		
	計	13,	,432,545 千円		
	分析結果 (B/C)		3 . 4 6		
評価結果	・必要性:水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地が対象 で、早急に森林を造成する必要があり、事業の必要性は認められ る。				
	・効率性:投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性は認め られる。				
	・有効性:水土保全機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されて おり、事業の有効性は認められる。				

- NV -	1. XT 1.1 X4 15 - X14					
事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H 1 5 ~ (おおむね 8 0 年間)			
事業実施地区名 (都道府県名)	岡山支所	事業実施主体	緑資源公団			
事業の概要・目的	源公団が分収造林契約の当 う。 具体的には、農林水産大 び同予定地のうち、無立木	事者となって、 臣が指定する市 地、散生地、粗 有者、造林者と	おいて水源をかん養するため、緑資急速かつ計画的に森林の造成を行町村の区域内の水源かん養保安林及悪林相地において、緑資源公団が費分収造林契約を締結し、費用の負担を造成する。			
┣━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━						
(内訳は一覧表のとおり)	総費用(C)	6 ,	,453,546 千円			
	│ │ 総便益(B)水源かん養値	更益 14.	, 2 4 5 , 8 7 2 千円			
	山地保全便記 		,576,807 千円			
	環境保全便記 	± 3,	,180,978 千円			
	林業生産便語	1	772,054 千円			
	計	26,	,775,711 千円			
	分析結果 (B/C)		4 . 1 5			
評価結果	・必要性:水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地が対象 で、早急に森林を造成する必要があり、事業の必要性は認められ る。					
	・効率性:投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性は認め られる。					
	・有効性:水土保全機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されて おり、事業の有効性は認められる。					

- NIV E	1.357 11.365 15 === 316	- WAL				
事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H 1 5 ~ (おおむね 8 0 年間)			
事業実施地区名 (都道府県名)	福岡支所	事業実施主体	緑資源公団			
事業の概要・目的	源公団が分収造林契約の当 う。 具体的には、農林水産大 び同予定地のうち、無立木	事者となって、 臣が指定する市 地、散生地、粗 有者、造林者と	おいて水源をかん養するため、緑資 急速かつ計画的に森林の造成を行 町村の区域内の水源かん養保安林及 悪林相地において、緑資源公団が費 分収造林契約を締結し、費用の負担 を造成する。			
<b>弗田光</b> 並用八七						
費用対効果分析 	   総費用(C)	3	,320,256 千円			
(内訳は一覧表の とおり)						
	総便益(B)水源かん養伽	更益 10,	,059,669 千円			
	山地保全便盆	<b>益</b> 4 ,	,673,543 千円			
	   環境保全便記	<b>盖</b> 1,	,920,479 千円			
	林業生産便益	益	3 3 7 , 1 1 8 千円			
	計 分析結果 (B/C)	16	,990,809 千円 5.12			
評価結果	・必要性:水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地が対象で、早急に森林を造成する必要があり、事業の必要性は認められる。 ・効率性:投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性は認め					
	られる。 ・有効性:水土保全機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されて おり、事業の有効性は認められる。					